



がくどうほいく
もっとプロジェクト

学童保育も、 いまとみらいを 支えている。

がくどうほいくを、もっと。しどういんを、もっと。

そもそも署名ってなんなの？勝手にしても良いの？



やっきー

署名は憲法で書かれている権利なんだよ。
請願権といって誰でも請願してえーねんよ。



みくちゃん

日本国憲法第 16 条：何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇を受けない。

でも署名集めたって何も変わらへんやん。



そんなこと無いよ。
1972 年には国に先がけて府単独で「少年健全育成事業」を開始したし、
1998 年に国が学童保育を児童福祉法に明記したのも署名を集めたからなんだよ。



へえ～。

今の学童施策があるのも、
署名の力・みんなの力のおかげなんだよ。



集めた署名は府議会にもって行って、
もっと学童を良くしてもらおうねん！

保育・学童・幼稚園・子育て支援の充実を求める秋の大運動 大阪実行委員会
連絡先：大阪学童保育連絡協議会
〒542-0001 大阪市中央区谷町 7 丁目 2-2-202 TEL06-6763-4381

取扱団体：連絡先

①

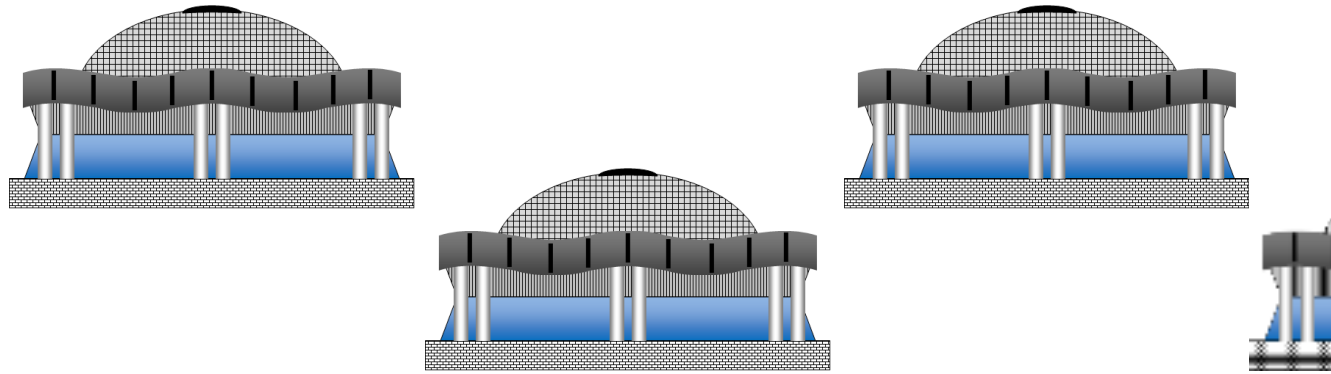


あめちゃん

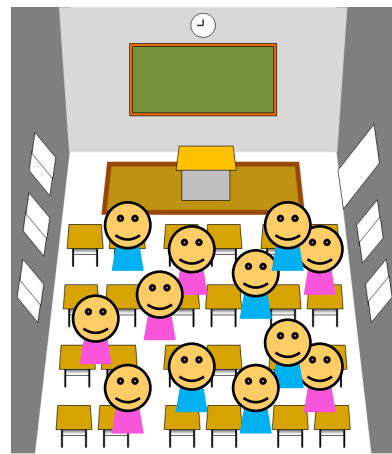
学童の部屋が確保されるとどうなるの？

大阪の各市町村の事業計画によると、学童保育を必要とする児童は、大阪府内で約65,000名の児童がいます！

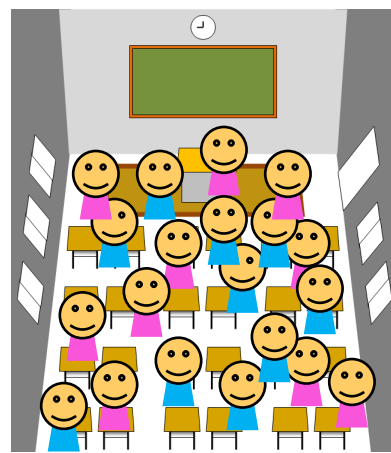
全部の児童を受け入れるには京セラドーム3.2ヶ分の面積が必要になります。



一方、潜在的待機児童は、約9,300名の児童がおり、全員を受け入れるには専用室が223教室足りません。



と



どちらが子どものため？

基準ではおおむね40名となっていますが、実際は… 子どもたちのために**もっと**専用室が必要です。

②



じゅん

僕たちをわかってくれる先生がええねん。

指導員は「放課後児童支援員」という専門の資格が必要とされ、大阪府が実施する資格認定研修を受けなければなりません。

また、小学校のクラスに担任の先生がいるように、学童では支援の単位ごとに2名以上の「放課後児童支援員」の配置が定められています。

2名の大人が交替でいれば良いというわけではありません。大切なのはクラス担任のように専任で毎日接してくれる存在です。そして指導員働き続けられる条件整備が**もっと**必要です。

②

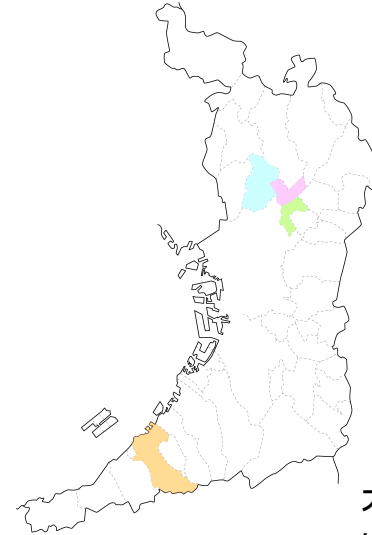
障がい児も学童保育で、一緒に遊びたいねん。

③



ゆうくん

府内の各市町村で障がい児を3～4年生までしか受け入れていないのは、吹田市、摂津市、守口市、泉佐野市です。



35

(市町村)

43

(市町村)

大阪府内35市町村が障がい児の受入れに何らかの条件(医療行為を必要としない、身のまわりのことが自分でできる等)を設けています。希望する障がい児を受け入れられる条件整備が**もっと**必要です。

学童保育は僕たちの大事な生活の場やねん！



④

よっちゃん

	学童保育 (放課後児童健全育成事業)	放課後子供教室 (学校・家庭・地域連携協力推進事業)
法律	児童福祉法, 厚生労働省令	—
対象児童	留守家庭児童	全児童
目的	遊びと生活の場 親の就労保障	多様な経験の場 学習・遊びプログラム
おやつ	あり	なし
指導員	有資格の専門者	地域ボランティア
基準	面積: 1.65m ² /子ども1人 開設時間: 平日3時間以上 学校休業日8時間以上 開設日数: 250日以上 指導員配置: 2名以上/子ども40名	面積: 基準なし 開設時間: 基準なし 開設日数: 基準なし 指導員配置: 基準なし

放課後子供教室では、留守家庭児童の生活は守れません。

③



署名の経験者が語るルールとアドバイス

- ① 鉛筆はダメ。黒・青ボールペンでシッカリと！
- ② 住所の「//」はダメだけど、『同上』はOK！家族の分も楽チン。
- ③ 名前はフルネームで、苗字の「//」も『同上』もダメ。
- ④ 代筆だってOK！遠い知り合いには挨拶がてら承諾を貰おう。
- ⑤ もちろん他市の方でも、未成年でもOK！
- ⑥ 日本国内に居住しているなら、外国籍の方でも大丈夫！日本語でなくてもOK！
- ⑦ 国会！市町村議会向けの署名もあるので、代筆するのを承諾して貰おう。
- ⑧ 個人情報を守ることも伝えて、住所を市町村から番地まで書いて貰おう。
- ⑨ 誰も書いて無いと書きにくい…一番上には書きやすい人に。

☆署名の提出先は

国

(衆議院議長,参議院議長)

- ◆ 学童施策全体の予算や基準を制定。
- ◆ 運営補助費の 1/3 を負担

府

(府議会議長)

- ⊕ 広域行政として学童保育の質の確保。
- ⊕ 運営補助費の 1/3 を負担

市町村

(議会議長または市町村長)

- ⊕ 学童保育の実施主体として、地域に応じた学童施策を決定。
- ⊕ 運営補助費の 1/3 を負担

☆国・府・市町村には役割があり、それぞれ学童保育の施策に関わっています。どれも学童保育の拡充に大切な署名です。

